

紹介・コメント

アンドリュー・コイル他編 『刑事施設民営化と人権』の紹介（1）

1 全世界的な規模で刑事施設（刑務所、少年矯正施設等）の過剰収容が問題となっており、被収容者の人権侵害例も多く報告されている。この過剰収容状態を解決する方策として、被施設収容手段の活用に加えて議論され、実施されてきたのがいわゆる刑事矯正施設の民営化（Privatization）の問題である。

周知のように、アメリカにおいては、1980年代以降に刑事施設の民営化が活発になり、現在では、10万人以上の被収容者が、民間企業が何らかの形態で関わる施設に収容されている。これによって公営施設の過剰収容状態の緩和が達成できるとともに、経費の無駄を削減した効率的な運営ができると評価され、今や民間が刑事施設運営に関わるのは常識となっている。そして、この傾向は、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、南アフリカなどにも広がりを見せている。

わが国が、2007年4月に山口県美祢市に「美祢社会復帰促進センター（仮称）」というPFI手法による新設刑務所を発足させようとしているのも、大なり小なり、アメリカで始まって「一般化」しつつある刑事施設民営化の延長上にあることは否定できない。

2 しかしながら、この刑事施設の民営化については、政府の財政支出を減少させてより効率的な運営をもたらすとともに、被収容者に、快適な居住スペース及び安心して安全な処遇サービスを提供できると積極的に評価されるばかりではない。むしろ、民営化によって安全面での管理が杜撰になるということ、民

間「刑務官」の雇用基準が曖昧で、そのことが被収容者の人権侵害に結びついていること、いろいろなコストを考えあわせると決して公営に比べて経済的な運営にはならないこと等の消極的評価もかなり存在するのが現状である。

3 ここで紹介する「CAPITALIST PUNISHMENT: PRISON PRIVATIZATION & HUMAN RIGHTS」(Clarity Press, Inc., Zed Books) という書物は、基本的には後者の消極的側面を指摘する研究成果である。編著者は、アンドリュー・コイル(ロンドン大学国際刑事施設研究センター所長)他2名の若手研究者である。構成は、全17章と結章部分からなっており、内容的には、主としてアメリカの民営刑務所を中心に、営利を目的とする施設運営によって生じる諸問題(矯正サービスが不足していること、医療サービスが十分でないこと、労働者の権利侵害があること等)を分析している。また、イギリス、オーストラリア、カナダ、南アフリカの民営施設の問題点も分析するとともに、女子施設、少年施設、難民施設などの問題も幅広く扱っている。民営刑事施設運営に伴う問題点を網羅的に検討した文献であり、他に類をみない画期的書物である。

現在、わが国でも PFI 手法による刑務所運営が始まろうとしており、今後、広い意味での民営化による刑事・少年矯正施設の運営が展開されていくことも予想される。その意味でも、主としてアメリカが辿ってきている刑務所民営化の問題を改めて検討しておくことは重要である。このような動機から本書を検討・紹介するものである。

4 本号では、まず同書の第1章から第6章までを抄訳して、それぞれの抄訳者がコメントを付す形で検討・紹介している。次号では、第7章から第12章を、そして次々号では第13章から第17章及び結章を紹介する予定である。紹介者は、赤池一将(龍谷大学法学部教授)、岡田悦典(南山大学法学部助教授)、笹倉香奈(日本学術振興会特別研究員・一橋大学)、徳永光(甲南大学法学部助教授)、本庄武(一橋大学大学院法学研究科専任講師)及び山口直也(山梨学院大学法科大学院教授)⁽¹⁾の6名である。

なお、6名による本研究の成果の一部については、2004年6月26日に山梨学院大学法科大学院で開催された第1回現代刑事法研究会（研究代表：福田雅章 山梨学院大学法科大学院教授）ですでに報告していることをお断りしておきたい。

〈注〉

- (1) 刑事施設民営化に関するわれわれの総合的研究の他の成果としては、『刑事施設の民営化をめぐって』龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第2号（2005年）所収の論文がある。

[付記] CAPITALIST PUNISHMENT の抄訳・紹介にあたっては、編者であるアンドリュー・コイル氏ならびに、出版社である Clarity Press, Inc. (<http://www.clarity-press.com>)、Zed Books (<http://www.zed-books.demon.co.uk>) の許可を得ていることを付記しておきたい。

（文責：山口直也）